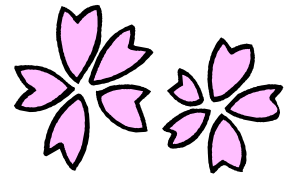


高遠町 地域協議会だより



令和3年9月発行 第55号

伊那市再生可能エネルギー
発電設備の設置等に関する
ガイドラインに係る
提言書を提出しました

高遠町地域協議会では、4月以降「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」の見直しに向けた検討を重ねてきました。現在、伊那市において条例化に向けた検討が進められています。8月23日、市長へ提言書を提出しました。

提言書(抜粋)

高遠町内においても、峠の頂上や山の斜面、住宅地に隣接した空地や休耕田に、太陽光発電設備の設置が多くみられるようになり、施設の設置に当たって、地域住民と設置者間でのトラブルを耳にするようになりました。

伊那市でも「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」に基づき指導を行っていただいています。が、許可制ではないため、ガイドラインに沿わず、行政から指導があっても事業がそのまま実施されてしまう可能性が

あります。

高遠町地域協議会では、地域で聞かれる問題を解決するため「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」の見直しに向けた検討を重ねてまいりました。

現在、伊那市において条例化に向けた検討が進められていますが、現在の内容に加えて、次の事項についても条例化していただきますよう提言いたします。

(提言事項は裏面参照)



提言書を受けて市長から次のとおり発言がありました。

・伊那市の再生可能エネルギーの取り組みの柱は、水力(小水力)、木質バイオマスが

中心で、太陽光(野建て)・風力は考えていない。

・省電力化の取り組みとして、LED化を進める。

・国では太陽光発電を推し進めているが、伊那市は独自のエネルギー路線を進む。

・一般家庭のLED化も進めてもらいたい。

・太陽光発電施設は、大事な問題だととらえている。今の関係法律による対処と合わせて、できる対応を考えていく。

・いただいた提言は真摯に受け止め、条例化に反映させたい。できるだけ踏み込んだものとしたい。

・9月議会において条例の素案を確認いただく予定。



また、伊那市9月議会全員協議会において、太陽光発電設備設置条例の素案が示されました。今後、伊那市環境審議会で審議されるほか、パブリックコメントの募集が予定されています。詳しくは伊那市公式ホームページ等でご確認ください。

編集発行 高遠町地域協議会事務局
(伊那市高遠町総合支所総務課内)

電話 94-2551

FAX 94-3697

Eメール t-sou@inacity.jp

提 言 事 項

【設置を避けるべき区域】(第4条関係)

設置を避けるべき区域として、

「住宅密集地域、幹線道路周辺、文化財・史跡周辺地域、景勝地、公共的な眺望点から見える景観に著しい影響を及ぼす恐れがある地域」

を追加していただきたい。

【計画での配慮】(第5条関係)

配慮すべき事項に、

「設置者は、高遠町地域においては、日本で最も美しい村の理念に配慮した計画とすること。」

「設置者は、新たな電柱や電線の設置、敷設は最小限とし、道路等を横切る電線は極力なくすこと。」

を追加していただきたい。

静岡県熱海市で発生した大規模土石流は、開発による盛り土も原因の一つに挙げられており、近くにある太陽光発電施設との関係も取りざたされていますので、排水対策の強化、不要な開発の禁止について検討していただきたい。

【住民等への説明】(第7条関係)

説明会の開催時期が曖昧なため、

「事前協議終了後速やかに」

を追加していただきたい。

【その他】

条例制定をできるだけ早く行っていただきたい。

自治会等の長を始め、住民にガイドライン(条例)の周知をお願いしたい。